

令和8年度 新設保育所型認定こども園 新規入園申込案内

湯梨浜町田後地内で令和8年7月1日から開園予定の保育所型認定こども園(ゆりはままなびや園)の入園(新規入園・既存園からの転園)の申込受付を下記のとおり実施します。

令和8年7月からの入園を希望される方は、下記の点にご注意いただき、期間内に入園申込書と必要書類をご提出ください。

目次	(1) 申込対象こども園について……………P.1	(5) 申し込みに必要な書類……………P.4
	(2) 申込受付期間・受付場所……………P.1	(6) 保育料について……………P.5
	(3) 支給認定について……………P.2	(7) 延長保育等について……………P.6
	(4) 入園申込方法……………P.3	

(1) 入園申込の対象となるこども園

ゆりはままなびや園(湯梨浜町田後441-3)【定員80名・私立こども園】

開園予定日 令和8年7月1日

※同園は、現在、建設工事を進めておりますが、工事の進捗等によっては、開園日が変更になる可能性があります。

運営主体 (株)まなびや園

お問合せ窓口 電話 0857-38-3218 (とっとりまなびや園内)

保育時間・休業日

※認定区分	保育の必要量	通常保育時間	休業日	※延長保育等
保育認定 (2号・3号)	保育標準時間	午前7時～午後6時	日曜日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)	延長保育
	保育短時間	午前8時半～午後4時半		延長保育
教育認定 (1号)	教育標準時間	午前8時半～午後2時半	日曜日、祝日、年末年始 (※年末年始は年度ごとに決定)	一時預かり保育

※認定区分については、(3)をご覧ください。※延長保育等については、(7)をご覧ください。

※保育時間等について、詳しくは「まなびや園(電話0857-38-3218)」にお問合せください。

(2) 申込受付期間・受付場所

対 象 令和8年7月1日～7月31日に入園を希望する人

※令和8年8月以降の入園希望者は、入園希望月の3か月前から受け付けます。

受付期間 令和8年3月2日(月)～3月31日(火)

※上記期間を過ぎても、随時、入園申込の受付は行います。

受付場所 役場子育て支援課(電話35-5325)

(3) 支給認定について

認定こども園、保育所、幼稚園などに入園するためには、町から保育・教育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

1. 支給認定の区分

支給認定は、次の三つの区分に分かれています。申請の内容に基づいて町が認定します。

認定区分	対象となる子ども	有効期間
教育認定 (1号)	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	原則として、小学校入学前まで。 ※途中で状況が変わる場合は、新たに認定申請が必要です。
3歳以上児の 保育認定 (2号)	満3歳以上で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども	
3歳未満児の 保育認定 (3号)	満3歳未満で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども	原則として、3歳の誕生日の前々日まで。

2. 保育の必要量

保育認定の方については、さらに保育の必要性の理由に応じて、町が保育の必要量を決定します。

認定区分	保育の必要量 (1日当たりの通常保育時間)
保育認定 (2号・3号)	保育標準時間 (11時間)
	保育短時間 (8時間)

※保育の必要性の理由により、保育標準時間の認定を受けられる方でも、保育短時間を選択することが可能です。

※1号認定の方は「教育標準時間」のみとなります。

3. 保育の必要性の理由

保護者（原則として児童の父母）が下記の理由で、家庭において必要な保育を行うことが困難な場合に、保育の必要性を認定します。

理由	内 容 【 】支給認定の有効期間
就労	<ul style="list-style-type: none"> ●月 120 時間以上の就労の場合。 ■月 48 時間*以上 120 時間未満の就労の場合。 <p>※月の就労時間は 120 時間に満たないが、1 日の就労時間が 8 時間以上となることが常態である場合で、保育短時間認定が適切ではないと町が認めるときは、保育標準時間認定することが可能。</p> <p>※1 日の就労時間は 8 時間未満であるが、勤務形態の都合により保育短時間認定の通常保育時間を超えて施設を利用せざるを得ないと町が認めるときは、保育標準時間認定することが可能。(例：規定の勤務時間が 13:00～17:00 で、保育短時間認定の通常保育終了時間 16:30 までに迎えに来られない場合など)</p>
●妊娠・出産	<p>保護者が出産間近であるか、出産後間もない場合。</p> <p>【出産予定日の 3 カ月前から、出産予定日の翌日から 8 週間が経過する日が属する月の末日まで】</p> <p>(例：7 月 1 日出産予定の場合、4 月 1 日から 8 月 31 日まで)</p>
★保護者の疾病・障がい	<p>保護者が疾病、負傷、または精神、身体に障がいを有している場合。</p>
★介護・看護	<p>同居の親族を常時介護・看護している場合。</p> <p>(長期入院等をしている親族を含む)</p>
●災害復旧	<p>震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合。</p>

■求職活動	求職活動を継続的に行っている場合。(起業準備を含む) 【認定開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで】 (例：4月1日認定開始の場合、6月30日まで) ※申請後に就職が決まった場合は、すみやかに就労証明書類を提出し、認定変更の手続きを行ってください。
★就学・職業訓練	▽学校、専修学校、各種学校、その他これらに準ずる教育施設に在学している場合。 ▽ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合。 【卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで】
●虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。
■育児休業	育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合。 【取得する育児休業の期間満了日が属する月の末日まで】
★その他	上記に類する状態として町長が認めた場合。

- 印……原則として保育標準時間の認定 ■印……原則として保育短時間の認定
★印……状況に応じて認定

【利用手続きに関してよくある質問】

質問. 「慣らし保育」はいつから可能ですか？

⇒ 育児休業から仕事に復帰される場合に、仕事復帰日の2週間前（町内施設の場合）から入園可能です。

(例) 8月1日仕事復帰の場合は、7月18日から入園が可能です。

(4) 入園申込方法

○「支給認定申請書兼入園申込書」(以下「申込書」)に必要事項を記入の上、受付期間内に提出してください。家庭状況調査票も記入の上、一緒に提出してください。

※「記入上の注意」と「記入例」をご確認の上、不備の無いようにご記入ください。

※申込書は、入園申込児童1人につき1部必要です。

○申込書の「保育の希望の有無」欄の「有」に○をされた方は、保育の必要性の理由ごとに定められた書類を、申込書に添付して提出してください。

※詳しくは、次頁の「(5) 申し込みに必要な書類」をご覧ください。

【申込後の流れについて】

① ・申込内容が保育認定(2号・3号)の場合

添付書類を審査して、湯梨浜町が保育の必要性を認定し、入園施設を決定します。

・申込内容が教育認定(1号)の場合

こども園が申込を受け付けて、入園者の選定を行います。

申込が保育認定(2・3号)の場合で、入園申込者数が施設の定員を超えた時は、以下の項目等に基づき、利用調整を行います。

- ・保護者の就労、就学の状況
- ・世帯状況(ひとり親世帯、生活保護世帯で保護者の就労により自立が見込まれる場合など)
- ・虐待やDVのおそれがある場合、その他社会的養護の必要性がある場合
- ・申込児童及び世帯員の疾病・介護・障がい等の状況
- ・兄弟姉妹の入園状況・その他町長が認める場合

※調整の結果、施設にご入園いただけない場合は、4月中旬を目途に電話等でご連絡します。

- ② ゆりはままなびや園から、入園予定の児童の健康診断（身体測定・内科検診）と面談の実施についてご案内します。
- ③ 5月初旬に、教育・保育給付認定決定通知書及び施設利用承諾通知書を交付します*。
通知が届いたら、必ず内容をご確認いただき、変更の必要がある場合は、入園月の前月末までにご連絡ください。入園月以降にご連絡いただいた場合は、その翌月から変更適用となります。

（５）申し込みに必要な書類

- ①支給認定申請書兼入園申込書……………申込児童1人につき1部
 ②家庭状況調査票……………申込児童1人につき1部
 ③保育の必要性の理由を証明する書類……………申込児童の父および母のもの

※すでに令和8年度4～6月入園の申込を行っている方は、提出済の書類を省略することができます。

※教育認定でお申し込みの方は③は不要です。

※兄弟姉妹で同時に申し込む場合は、一番年長の児童の申込書に添付してください。

※「*」印の書類の様式は、子育て支援課および各支所の窓口に設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※利用調整のため、父母以外の同居親族についても下記の書類の提出を求める場合があります。

保育の必要性の理由	提出書類
就労 (フルタイム、パートタイム、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む。)	就労証明書* (勤務先事業所の証明) ※勤務開始前で証明を受けられない場合は、内定通知の写しなど、就労の事実が分かるものを提出し、後日すみやかに就労証明書を提出してください。
自営業 (上記の就労証明書がとれない場合。農業・漁業を含む。)	就労状況申立書*および自営を証明する書類
妊娠・出産	母親の名前・出産予定日が分かる書類 (母子健康手帳の写し等)
保護者の疾病・障がい	診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し
介護・看護	介護に関する申立書*および下記書類のうちいずれかの写し 診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被保険者証、ケアプラン (介護サービス計画書) 等
災害復旧	申立書、り災証明書等
求職活動 (起業準備を含む。)	求職活動状況申立書* ※求職カード、雇用保険受給者資格証など、求職活動の状況が分かる書類を添付してください。
就学・職業訓練	在学証明書または学生証および時間割等
虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
育児休業	育児休業取得期間証明書、育児休業証明書 育児休業給付金支給決定通知書等 ※就労証明書の様式でも可
その他	町が必要と認める書類

(6) 保育料について

保育料の階層区分は、父母の市町村民税の課税額を基に決定します。

【参考】令和7年度 保育料基準額表(月額)

階層区分	定義		3歳未満児		3歳以上児		
			保育(3号)認定		保育(2号)認定		教育認定(1号)
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
第1	生活保護世帯		無料	無料	無料	無料	無料
第2	市町村民税非課税世帯		無料	無料			
第3	48,600円未満		12,000	11,000			
第4	4-1	48,600円以上 57,700円未満	19,000	17,000			
		57,700円以上 77,101円未満					
	4-2	77,101円以上 97,000円未満	20,000	18,000			
第5	5-1	97,000円以上 133,000円未満	27,000	25,000			
		133,000円以上 169,000円未満	28,000	26,000			
第6	169,000円以上 301,000円未満		30,000	27,000			
第7	301,000円以上 397,000円未満		32,000	29,000			
第8	397,000円以上		35,000	32,000			

- 1) 月途中で入園・退園する場合、その月の保育料は日割り計算になります。
- 2) 第2子の場合、同時入園の有無に関係なく保育料が軽減されます。
- 3) 階層区分が第4-1階層以下で、第1子と同時入園する場合の第2子の保育料は無料です。
- 4) 第3子以降の保育料は無料です。
- 5) ひとり親世帯または在宅障がい者がいる世帯は、保育料が軽減または免除される場合があります。
- 6) 保育料の算定根拠となる市町村民税の課税年度の切り替えは、毎年9月となります。
(8月までは前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税課税額により算定します。)
- 7) 令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児(教育認定以外は4月1日時点の年齢)の保育料は無料ですが、主食費や副食費(おかず・おやつ代)の負担があります。

(7) 延長保育等について

延長保育

仕事の都合等により、通常の保育時間内での送迎が困難な方のための制度です。

認定区分	保育の必要量	延長保育時間	備考
保育認定 (2号・3号)	保育標準時間	午後6時～午後6時半	※延長保育利用料等については、まなびや園(電話 0857-38-3218)にお問合せください。
	保育短時間	午前7時～午前8時半 午後4時半～午後6時半	

在園児一時預かり事業

教育認定の方が、冠婚葬祭等をやむを得ず、通常の利用時間を超えて利用が必要な場合の制度です。

認定区分	保育の必要量	在園児一時預かり保育時間	料金
教育認定 (1号)	教育標準時間	① 平日の午前7時～午前8時半 ② 平日の午後2時半～午後6時 土曜日は、午前8時半～午後6時まで利用可能	【平日】 ① 330円 月契約 3,300円 ② 330円 月契約 5,500円 【土曜日】 2,000円(給食込)